

航空自衛隊次期主力戦闘機F-35の導入に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年六月二十七日

参議院議長 平田健二殿

佐藤正久

航空自衛隊次期主力戦闘機F-35の導入に関する質問主意書

平成二十四年六月十九日の参議院外交防衛委員会において、渡辺防衛副大臣は、F-35の平成二十四年度調達四機分について、六月二十九日までに引合受諾書（以下「LOA」という。）を締結し、その中には納入時期や価格等が明記される旨の答弁をしている。

右を踏まえ、以下質問する。

- 一 LOAを六月二十九日までに締結する根拠、締結の意義・効果について、政府の見解を問う。
 - 二 当該LOAでは、F-35のタイプはブロックIII、納入時期は二〇一六年度末まで、納入地は日本との旨や、機体本体やエンジン及びミサイル発射のランチャードの価格なども明記されるのか。記載内容如何。
 - 三 二〇一二年三月に米国防省から発表されたセレクティブ・アクイジション・レポート（SAR）によれば、米空軍のイニシャル・オペレイショナル・チェックアウト（以下「IOC」という。）は当初二〇一六年四月を予定していたが、国防省は三十三か月の開発延長を認め、IOCは未定となつている。
- 通常、米国はIOCが終了しない機体の海外輸出は認めないのが慣例となつてゐるが、我が国が平成二十四年度に調達する四機のF-35は、米空軍のIOCが終了しない場合でも例外的に日本への輸出を認め

るというのが米政府の立場か。日本政府の認識如何。

四　米国内でブロックIIIの開発は当初の予定より遅れているが、LOAに記載される一〇一六年度末の段階でブロックIIIが開発完了していない場合、日本政府としては、納入時期を優先させてブロックII等、ブロックIII開発完了以前のバージョンを輸入する考えか。それとも、納入時期を遅らせてもブロックIIIの開発を待つて輸入する考えなのか。政府の見解を問う。

また、仮に納入時期を優先し、ブロックIIIではないバージョンを一〇一六年度末に輸入した場合、LOA違反として、ブロックIIIへの改良費用は米国が負担すると理解して良いのか。政府の見解を問う。

五　当該LOAには、平成二十四年度調達四機分の整備部品等の初度部品や兵装は含まれないと理解で良いか。含まない場合、一〇一六年度末までに、四機分の初度部品や兵装を調達すると理解して良いのか。政府の見解を問う。

六　平成二十四年度調達四機分を除いた今中期防衛力整備計画期間中に調達予定の八機については、ブロックIIIの開発状況の遅れから、豪州のように調達時期を二～三年先送りし、量産体制に入るのを待ち、価格を抑えつつ完成品を調達すべきとの意見もあるが、政府の見解如何。また、量産体制に入る前に、平成二

十五年以降の調達分を契約する可能性はあるのか。政府の見解を示されたい。

七 平成二十四年度調達四機分を除いた今中期防衛力整備計画期間中に調達予定の八機については、日本での最終組立て要領（以下「FACO」という。）の日米合意が決定してから調達すべきだと考えるが、政府の見解如何。

また、国内の技術基盤の維持、有事における整備の自己完結性の観点からも、FACOに日本企業が多く関与するよう交渉すべきと考えるが、政府の見解如何。

八 二〇一四年度米国国防予算において、F-35の取得価格が明確になるのが来年二月と聞く。それを待つて平成二十四年度調達四機分以外の八機については契約すべきと考えるが、政府の見解如何。

九 当該LOAは締結後、その一部やサマリー等を公開する考えはあるのか。政府の見解を示されたい。
右質問する。

